

改正

令和6年3月10日告示第5号

モーターボート競走法第3条に基づく浜名湖ボートレース企業団私人委託実施要領

(目的)

第1条 委託の相手方に関する基準についてはモーターボート競走法第3条に基づく浜名湖ボートレース企業団私人委託実施規則(平成20年浜名湖競艇企業団規則第5号)第3条の基準のほか、この要領の定めるところによる。

(委託の相手方)

第2条 モーターボート競走法施行規則(昭和26年運輸省令第59号)第2条第2項各号に掲げる者のほか委託の相手方として不適切な者と認められる私人は次に掲げる者をいう。

- (1) 法人で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者であるもの
- (2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していると認められるもの
- (3) 暴力団又は、暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持又は運営に協力し若しくは関与していると認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 暴力団員等と知りながら従業員を雇用し、又は使用している者

附 則

この告示は、平成25年8月1日から施行する。

附 則(令和6年3月10日告示第5号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。